

# 三者連絡会（教授職員会、琉大労組、琉病労） ニュース 第45号 過半数代表者選出について

2010年3月11日 事務局・琉球大学教授職員会（内線 2023）  
E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/  
琉大労組（内線 2024） 琉病労（内線 7-2099）

## 千原・上原事業所の過半数代表者選挙について

労働基準法等関係法令に定める意見聴取及び法令で定める労使協定の締結に当たる千原及び上原の各事業場の「職員の過半数を代表する者」の選出が、下記の日程で実施されます。

法人化された大学においては、労働組合が組合員を代表して、労働条件に関わる広範な事項について法人と交渉します。たとえ過半数組合でなくても、法人と団体交渉し、拘束力のある協約を結ぶ権利は、憲法や労働組合法で保障されています。また、労働基準法は、就業規則制定・変更時の意見聴取、労使協定の締結、安全衛生委員の労働者側推薦委員の推薦依頼など、事業場の長が労働者の代表と行うべきことを定めています。そして、私たち琉球大学で働く労働者を代表するのが、事業場毎の過半数代表者です。

琉球大学では、団体交渉において審議された事項について、過半数代表者がその審議経過を踏まえ、意見書を付すようにしてきました。そうすることで、組合の交渉の内容や結果が正しく就業規則改定に反映されることになります。

今年度の団体交渉では、職員及び非常勤職員の「就業規則」や「労働時間等に関する規程」など、合意された幾つかの重要事項があります。もちろん時間外・休日労働に関する労使協定や4週間単位の変形労働時間制といった、これまで三者連絡会が勝ち取ってきた重要な協定も、過半数代表者との調印が必要です。さらに、三者連絡会が反対した「住居手当の廃止」、「附属学校教員の義務教育教員特別手当の減額」、「新規採用の非常勤職員の給与定額化」、「任期制導入」等については、過半数代表者がしっかりと意見書を付すことが何よりも重要です。これまで、団体交渉を積み重ねてきた三者連絡会の成果・課題を意見書として付すことができるよう、三者連絡会から団体交渉にも参加している方に過半数代表者をお願いし、事業場のみなさんの理解を得てきました。

三者連絡会からは、今年度の過半数代表者に下記の2名が代表として立候補しています。

**千原事業場：大城 成栄（工学部技術専門職員・琉大労組書記長）**

**上原事業場：比嘉 房枝（附属病院副看護師長・琉病労）**

組合員の皆さんはもとより、琉球大学で働かれている全ての職員の皆さんの手で、過半数代表者選挙を成功させ、琉球大学をより良い大学へと発展させて参りましょう！！

**投票期間：3月16日（火）～3月19日（金）**

**投票場所：各部局選挙管理委員会が設置する場所**

### 今後の課題：運動を進める力がもっと組合に必要です（ニュース 42号 '09.12.17. 参照）

昨年12月までの、人事院勧告実施に関わる団体交渉等の取り組みでは、月例給引き下げ不遡及・明確な代償措置などの成果を勝ち取りました。しかし、一時金引下げは人勧通り実施されてしまいました。一時金カットの阻止ないしカットの減額を勝ち取るには、現状よりもさらに強力な闘争体制を作り上げる必要がありました。

今回の交渉では、重要な成果が得られていますし、既得の重要な協定を守っていく意義もありますので、過半数代表者選出は大変重要です。しかし、やはり交渉で阻止できなかった重要項目もあります。

したがって、現在の組合の力量不足を乗り越えることは急務です。何よりも、**もっと組合員を増やして組織率を上げていく必要があります**。また、特に教授職員会については、現在の会費では闘争資金をまかなうことが全くできません。教職員の皆様のご協力・ご参加をお願いします。

**あなたも組合にご加入下さい。組合員の方は財政等強化にご協力下さい。**

## 2010 年度 琉球大学職員就業規則等改正項目

### 1. 職員就業規則

- 1) 総合的健康診断を職務従事義務免除から削除し、特別休暇とする
- 2) 法定休日となる日を特定する
- 3) 時間外労働の際の休憩時間(15分)の規定を削除する
- 4) 事業場外の労働について整理する

### 2. 一般職員人事規程

- 1) 任期付き医療系職員の雇用期限を3年から5年に延長する

### 3. 琉球大学に勤務する職員の労働時間等に関する規程

- 1) 分子生命科学研究センターと熱帯生物圏研究センターの統合に伴う改正
- 2) 法定休日となる日を特定する
- 3) 裁判員として裁判に参加する場合及び総合的健康診断を受ける場合を特別休暇とする
- 4) 看護部看護師等の労働時間を見直す

### 4. 職員給与規程【(1)(3)(4)減額のため三者連絡会が反対した項目】

- 1) 本給の調整額の調整基本額を改定する
- 2) 医学研究科長の管理職手当について現定する
- 3) 自宅にかかる住居手当を廃止する
- 4) 教員特殊業務手当及び義務教育教員特別手当を改定する
- 5) 1か月60時間を超える時間外労働手当について定める

### 5. 一般職員再雇用規程

- 1) 再雇用職員に支給する諸手当の支給範囲を拡大する

### 6. 大学教員の任期に関する規程【(1)(2)任期制に関連して三者連絡会が反対した項目】

- 1) 分子生命科学研究センターと熱帯生物圏研究センターの統合に伴う改正
- 2) 大学院医学研究科の部局化等に伴う改正

### 7. 職員退職手当規程【(2)条件付きで三者連絡会が合意した項目】

- 1) 在職期間を通算できる期間について整理する
- 2) 退職手当支払い後に、在職中の懲戒解雇相当事由が判明した場合、退職手当を返納させる

### 8. 非常勤職員就業規則

- 1) 法定休日となる日を特定する
- 2) 時間外労働の際の休憩時間(15分)の規定を削除する
- 3) 事業場外の労働について整理する

### 9. 非常勤職員の労働時間等に関する規程

- 1) 法定休日となる日を特定する
- 2) 裁判員として裁判に参加する場合、特別休暇とする
- 3) 看護部看護師等の労働時間を見直す

### 10. 非常勤職員給与規程【(1)(2)減額のため三者連絡会が反対した項目】

- 1) 非常勤職員給与額表を改定
- 2) 一般職本給表(-)又は(二)の適用を受ける非常勤職員の給与を定額化する
- 3) 1か月60時間を超える時間外労働手当について定める
- 4) パートタイム非常勤職員に放射線取扱手当を支給する

### 11. 過半数代表者との協定(2010年度)

- 1) 時間外労働及び休日労働に関する労使協定書・協定届
- 2) 4週間単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- 3) 1か月単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- 4) 1年単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届(附属小・中)
- 5) 再雇用者の選考基準等に関する協定書

・過半数代表者選出の意義と限界 今回の過半数代表者選出は、1面にてご説明しましたような重要な意義があります。団体交渉の経緯を踏まえた意見をしっかりと提出することのできる過半数代表者を選出することが効果的と考えます。しかし一方で、私たちが反対して大学当局との妥協点が見いだせなかった項目については、過半数代表者が反対意見を付してもそれを大学に受け入れさせる制度的保障がありません。これは、現在の法制度と、私たちの組合の力量の限界からくるものです。このことについては、ニュース41号をご参考になさってください。

・交渉結果の報告 交渉結果の報告は、9日発行のニュース44号にて詳報しています。ウェブページにもアップロードしてあります。

・過去のニュースは、題字下にURL記載のウェブページからPDFファイルをダウンロードできます。